

税金の滞納処分強化による債権・動産差押実施中!!

平成20年度第2回・第3回 県・市町村合同公売会 開催!

問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114

合志市では財政の健全化、納税の公平性を図るため、より一層の徴収強化(滞納処分)に取り組んでいます。

そこで、市では滞納処分の一環として、強制的に滞納者宅の家宅捜索を行ない、動産(花瓶・骨董品・電化製品・酒類など)、不動産(自動車)の差し押さえを執行しています。これらを滞納税金に充てるため、県と他市町村合同で公売会を開催します。ぜひ、ご来場ください。

【第2回】

- と き 平成20年12月11・12日(木・金)
午後1時開場
- ところ 益城町総合体育館
- 公売方法 入札および競り売り方式による。

【第3回】

- と き 平成21年1月7日(水)
午前11時開場予定
- ところ 熊本県庁本館地下大会議室
- 公売方法 入札および競り売り方式による。



*当日必要なもの

- ・印鑑(認印可、法人の場合は代表者印)
- ・購入代金(入札金額および消費税)
- ・本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
- ・委任状(代理人が入札する場合)

*その他

- ・公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
- ・公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。

各施設年末年始の休館日

施 設 名	問い合わせ先	休館期間
合志市役所「合志庁舎」・「西合志庁舎」	248-1112 (総務課)	12月27日(土)～1月4日(日)
泉ヶ丘支所	248-3453	
須屋支所	345-4400	
合生文化会館	242-3218	
人権ふれあいセンター	248-3893	
泉ヶ丘市民センター公民館	248-3453	12月27日(土)～1月5日(月)
総合センター“ヴィーブル”	248-5555	
三つの木の家	248-6277	12月28日(日)～1月5日(月)
野々島公民館	242-1636	
御代志市民センター	242-1190	
須屋市民センター	346-4112	
黒石市民センター	242-2321	
保健福祉センター“ふれあい館”	242-7000	
老人憩の家	242-2030	
福祉センター“みどり館”	248-0400	

※各図書館の年末年始の休館日は17ページ
各児童館の年末年始の休館日は21ページ } をご覧ください。
※年末年始の休館日について詳しくは各施設にお尋ねください。

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り

年末年始のごみ収集とし尿くみ取りは、下記日程表のとおり行ないます。
ごみ出しは朝の8時30分までをお願いします。

個人搬入

- ・搬入は4トン車以下に限ります。
- ・所定の手数料が必要です。
- ・環境美化センターへの燃やすごみの搬入はできません。
- ・搬入先

燃やすごみ・可燃性粗大ごみ

東部清掃工場 ☎293-5245

資源物、不燃・埋立ごみ

不燃性粗大ごみ

環境美化センター ☎293-1222

し尿くみ取り

12月24日(水)までに、業者に直接連絡してください。くみ取りの最終日は12月27日(土)です。

連絡先…㈱セイブクリーン(旧菊池西部衛生衛)

☎242-0059



年末年始のごみ収集とし尿くみ取り日程

月			12												1
日			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31～4	5～
曜 日			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水～日	月～
ごみ	市収集	燃やすごみ	ごみカレンダーのとおり												
		資源物													
		不燃・埋立ごみ													
	個人搬入	東部清掃工場	可燃性粗大ごみ 燃やすごみ	午前8時30分～午後5時										休 み	平 常 どおり
		環境美化センター	不燃性粗大ごみ 資源物、不燃・埋立ごみ												
し尿	くみ取り		平 常 どおり	休 み	平 常 どおり	休 み	※12月24日(水)までに受付した分は、12月27日(土)までくみ取ります。 早めに電話してください。 (㈱セイブクリーン ☎242-0059)					休 み		平 常 どおり	

犬を飼っている皆さんへ

飼い犬に関するトラブルや苦情のないまちづくりのために

飼い犬に関するトラブルや苦情は、そのほとんどが飼い方に原因があります。先月は散歩中のふんの始末についてお知らせしましたが、今月は放し飼いについてです。

○放し飼いはやめましょう

放された犬による咬傷事件が多発しています。小さいから、おとなしいから大丈夫と思っていませんか。しかし犬が嫌いな人や子どもにとっては大変な恐怖です。絶対に放し飼いはやめましょう。

【放し飼いによる事件例】

- ①散歩中、普段おとなしい犬が子どもを目下と判断して、かみついてケガをさせた例。
 - ②犬が突然道路に飛び出し、避けようとした車が事故を起こし管理責任を問われた例。
- など、多数あります。

また、飼い犬がいなくなった、保護した等の届出も多くなっており、そのほとんどが未解決のままです。しかも、保護された犬は1～2週間程度係留された後、最悪殺処分となりますので、犬はしっかりとつないで飼育しましょう。また、犬をつないでいる綱や鎖は切れやすくなっていないか定期的にチェックし、室内犬であっても外に出ないように注意が必要です。首輪等に注射済み票を付けておくと、犬が保護されたときに飼い主の特定が容易です。

《犬がいなくなったり、犬を保護したりしたときは市役所環境衛生課へ連絡しましょう》

